

告 示

埼玉県教委告示第十五号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十二条第二項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定史跡は令和五年三月二十日をもって指定を解除された。

令和五年四月二十一日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

種類	名称及び員数	所在地	所有者
史跡	石田国分寺瓦窯跡 一件	埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼千四百七十六番一	石井君一